



発行 久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪府城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■平成 29 年度税制改正大綱のポイント

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年度税制改正大綱が公表されました。改めて確認してみましょう。

1. 個人所得課税

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を 150 万円（合計所得金額 85 万円）に引き上げました。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約 201 万円（合計所得金額 123 万円）で消失します。

納税者本人に所得制限を導入し、給与収入金額 1,120 万円（合計所得金額 900 万円）で控除額が逡減を開始し、1,220 万円（合計所得金額 1,000 万円）で消失します。

(2) 積立 NISA の創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立 NISA」が創設（年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年。現行の NISA とは選択適用）されます。

2. 資産課税

(1) 事業承継税制の見直し

災害時等における雇用確保要件が緩和され、相続時精算課税制度との併用が認められます。

(2) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

住所が一時的である外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象にしないという見直しが行われました。相続人又は被相続人が 10 年以内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産が課税対象とされま

(3) 居住用高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物に係る固定資産税の税額の按分方法が、最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直しがされました。

3. 法人課税

(1) 研究開発税制の見直し

総額型の税額控除率（現行：8～10%、中小法人 12%）を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（6～14%、中小法人 12～17%）とする制度に改組されました。また、高水準型の適用期限が 2 年延長され、試験研究費の範囲に、新たなサービス開発に係る一定の費用が追加されました。さらに、特別試験研究費の対象費用や手続きが見直しされました。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

大法人について、平均給与等支給額要件の見直し（現行：前年度超→前年度比 2%以上増）がされました。また、平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した場合の控除税額の拡充（現行：雇用者給与等支給額の 24 年度からの増加額の 10%→雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の 2%（中小法人 12%）を加算）されました。役員給与等の損金算入要件の見直し（利益連動給与について、株価に連動したものや、複数年度の利益に連動したものを損金算入の対象に追加する等）も行われています。

(3) 中堅・中小企業の支援

地域中核企業向け設備投資促進税制が創設（地域未来投資促進法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却または税額控除が出来る制度）されました。また、中小企業投資促進税制も拡充されました。